

集い 語り合い つながる



こんにちはは鹿教組です

こんにちは！鹿教組（鹿児島県教職員組合）です。

1月21日、賃金確定交渉が終了し、ようやく2015年度の私たちの賃金が決定しました。また、今期は「改正地方公務員法」にもとづく新たな人事評価制度の導入と、上位区分（A・B）を賃金等に反映させるかどうか大きな焦点となりました。

賃金は職員の生活に関わる重要なことです。毎年、組合が県当局と交渉をして、内容が決まります。また、諸手当や休暇制度なども交渉事項です。組合員だけでなくすべての職員の意見をもとに、交渉をすすめています。

【今期の賃金確定交渉の経過】

10月29日 要求書提出
 11月11日 第1回回答交渉
 11月19日 第2回回答交渉
 12月1日 県教委による評価制度説明
 12月21日 第3回回答交渉
 1月6日 県教委による評価制度説明
 1月20日 15時30分～
 山場交渉（第4～6回回答交渉）
1月21日 13時41分 妥結

↓ 教育かごしま号外 2016年1月21日発行



(号外)
賃金確定
交渉速報

鹿児島県教職員組合 電話 二三三三三三三三三三
 FAX 二二二二二二二二二二
 発行人 下馬場学
 編集人 外山仁子
 旬刊 毎月1・10・11発行
 定価 1部110円
 E-mail kjtufusencp@g-coop.com

2015 賃金確定交渉速報

10月29日 要求書提出 11月11日 第1回回答交渉
 11月19日 第2回回答交渉 12月21日 第3回回答交渉
 1月20日 15時30分～ 第4～6回回答交渉
 →1月21日 13時41分 妥結

「改正」地公法にもとづく人事評価の賃金への反映阻止！！

新制度 2016年
4月1日に導入

上位区分(A・B)の賃金への反映については実施時期を3年後に再協議

ただし管理職のみ新制度導入に合わせて先行実施

2年連続、賃金引上げ改定 年間賃金平均 4.3万円増

公民較差解消
には至らず

「改正」地公法にもとづく人事評価制度

県教委から制度の説明を受ける鹿教組執行役員（12月1日）↓

2014年に地方公務員法が改正され、地方公共団体は法にもとづいて人事評価の結果を賃金など処遇に反映させることが義務付けられました。これを受けて鹿児島県は、法の期限である2016年4月から新しい人事評価制度を導入し、上位評価（A・B）を賃金など職員の処遇に反映させたいと提案していました。鹿教組は、県職員で組織する他の労働組合（高等学校教組、県職員労組、県立短大教組）と一緒に、評価の賃金等への反映は職場環境を悪化させ、教育や行政サービスが低下するとして制度そのものに反対しました。

鹿教組は、皆さんから寄せられた署名などをもとに、評価者としての資質に欠ける管理職の言動、子どもたちへの悪影響、教育活動や多様な職種を評価することの困難さ等を、具体の事例を交えながら強く訴えました。そして、夜を徹して交渉を続けた結果、交渉時間21時間を超えた最終の局面で、新たな人事評価制度は2016年4月から導入するものの、賃金等処遇への反映については3年後の2018年度に改めて実施時期を協議するとの当局回答を引き出しました。ただし県当局は、管理職の賃金等処遇への反映については、新たな制度の導入に合わせて先行実施するとしていました。



集い 語り合い つながる

2015年度の賃金改定

例年、鹿児島県は11月初めの第1回交渉でその年の賃金改定内容を提案します。しかし、今年は秋の臨時国会が召集されず、国家公務員賃金の確定が大幅に遅れました。これを理由に県が、賃金改定内容の提案を1カ月半も遅らせたため、通常より2カ月遅れでの山場交渉になってしまいました。県の提案は県人事委員会勧告通りでした。

新聞等では賃金引き上げなどと報道されましたが、引き上げ額の多くは県職員のごくわずかしが支給しない地域手当に配分されました。その結果、民間との賃金較差が0.26%あるにもかかわらず、較差解消は0.1%にしかありませんでした。しかも、職員の多くが2015年4月から現給保障を受けているため、実際に受けとる額が増加する職員はごくわずかであり、実質的な賃金引き上げにはなっていません。

<月例給>

行政職（一）1級の初任給を2,500円引き上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、50歳台後半層を含めすべての号俸で1,100円引上げ。（平均改定率0.4%）その他の俸給表も、行政職（一）との均衡を基本に改定。再任月も月例給・一時金ともに引き上げ。

<一時金>

4.10月分→4.20月分

		6月期		12月期	
2015年度	期末手当 勤勉手当	1.225月 0.75月	(支給済み) (支給済み)	1.375月 0.85月	(改定なし) (現行0.75月)
2016年度以降	期末手当 勤勉手当	1.225月 0.80月		1.375月 0.80月	

期限付教職員の処遇改善

期限付教職員のへき地手当に準ずる手当を2年目以降も支給(離島)

期限付教職員のへき地手当に準ずる手当が、2年目以降再び同じ学校に勤務することになっても支給されていないことについて鹿教組は、期限付教職員部からの要求をもとに交渉を行い、2年目以降の支給を勝ちとることができました。しかし、離島に限定されてしまったことから、今後は離島以外への拡充を求めていきます。

署名への協力

ありがとうございました



みなさんから頂いた声

職場で困難な状況になればなるほど、同僚との協力が欠かせません。人事評価の賃金へのリンクは学校をダメにします。

子どもが小さいので学校に残って仕事はできません。勤務時間いっぱい仕事をして、それ以上はできない。それで評価が下がるのではと心配です。

テストの平均点を上げることに、一生懸命になる職員が増えて、子どもの人権が損なわれかねない。評価制度反対！

職場から安心と協働の雰囲気なくなると、先輩方に学んで成長できる機会が失われるのではと初任者は心配です。

期限付教職員の待遇も改善してほしい…。

期限付教職員も、年休が繰り越せるようにして頂きたいです。

部活動を休日返上でやるしかないがその分家族は犠牲に…。家族との時間をもちたい。

税金だけが上がり、昇給しても賃金は上がらない。超勤も増えています。生活が苦しく、働く意欲もなくなります。改善を。

働きやすい職場づくりのために、あなたの力が必要です！ 一緒にやりましょう！あなたも鹿教組に

加入届

私は鹿児島県教職員組合に加入します。

20 年 月 日

学校名	学校	職名	
名 前			印
生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	男 ・ 女
住所			
加入に立ち会った組合員			